

京都大学経済学会 規則

名 称

第1条 本会を京都大学経済学会と称する。

事 務 所

第2条 本会の事務所は京都大学大学院経済学研究科・経済学部内に置く。

目的及び事業

第3条 本会は、経済学・経営学に関する研究・教育の振興と、その成果の普及を図り、京都大学大学院経済学研究科・経済学部の発展に寄与することを目的とする。

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 機関誌『経済論叢』を発行すること。『経済論叢』は年4回発行する。ただし、臨時特別号を発行することがある。
2. 機関誌 The Kyoto Economic Review (KER) を発行すること。KER は年1回発行する。
3. その他本会の目的を達成するために必要な事業。

構 成

第5条 本会は、次の会員をもって組織する。

1. 正会員

京都大学大学院経済学研究科教員協議会構成員。

2. 学生会員

京都大学経済学部学生および京都大学大学院経済学研究科学生のうち、本会への入会希望し、かつ、下記第16条で定める評議員（以下、評議員という）の推薦を受けた者。

3. 名誉会員

京都大学大学院経済学研究科もしくは京都大学経済学系に専任教員とし所属した経験を持ち、かつ、評議員による会議（以下、評議員会という）にて特に認められた者。

4. 賛助会員

評議員会で認められ、本会の事業を賛助する者。

5. 購読会員

評議員の推薦を受け、かつ、下記第9条で定める会費を納めて『経済論叢』の配付を受ける個人及び団体。

第6条 特別の場合に限り、前5条に定められた会員以外の者にも会員に準ずる取扱いをすることができる。

第7条 会員には、『経済論叢』を配付する。ただし、臨時特別号はこの限りでない。

2 新規入会者には、入会年度の初月号から『経済論叢』を配付する。

会 計

第8条 本会の経費は会員の会費、寄附金、その他の収入をもってこれにあてる。

第9条 名誉会員および附則1で定める者以外の会員は、次の会費を納めなければならない。

- | | | | |
|---------|---------------|---------|-------------|
| 1. 正会員 | 年額 10,000 円 | 2. 学生会員 | 年額 10,000 円 |
| 3. 賛助会員 | 年額 10,000 円以上 | 4. 購読会員 | 年額 10,000 円 |

第10条 日本国内に居住する者および日本国外に居住する者が本会に入会することができる。

第11条 以下の会員は、第9条で定める会費に加えて、『経済論叢』の送料を次のとおり納めな

ければならない。

日本国外に居住する会員（名誉会員を含む） 年額 3,000 円

日本国内に居住する名誉会員 年額 1,000 円

第12条 会員資格は年度単位とし、会員期限は4月1日から翌年3月31日までとする。会費請求書は、前年度の3月頃に会員の登録住所へ送付する。

第13条 会費未納の場合、会費未納期間は『経済論叢』の配付を中止する。

2 会費未納期間が3年未満の場合、過去の未納会費をすべて納入することで会員継続が可能となり、『経済論叢』の配付を再開する。

3 会費未納期間が3年以上の場合、自動退会となる。自動退会となった者が再入会を希望する場合、自動退会となるまでの3年分の未納会費をすべて納入した上で、再入会となる。

第14条 名誉会員の送料未納期間が3年以上の場合、『経済論叢』の配付を中止する。3年分の未納送料をすべて納入した場合、配付を再開する。

役員

第15条 第4条の事業の運営は、主に経済学会委員会が行う。事業運営上特に必要な場合は、評議員より構成される委員会を別途設置し運営を行う。

第16条 本会に次の役員を置く。

1. 評議員長 京都大学大学院経済学研究科長をもってこれにあてる。

2. 評議員 京都大学大学院経済学研究科教員協議会構成員。

3. 学会委員会主任・副主任（各1名） 評議員会において互選する。

4. 監査委員（1名） 評議員会において互選する。

5. 学会委員（若干名） 学会委員会主任の指名により、評議員会の承認を経て置く。

第17条 評議員はその任期を定めない。その他の役員の任期はすべて2年とする。ただし、重任を妨げない。

その他

第18条 本会規則の改正変更及び財産の処分は評議員会の決議による。

附則

1 京都大学大学院経済学研究科の優秀修士論文賞を受賞した者は、受賞日の翌年度の4月1日から3年間、第9条に定める会費を納めることなく、学生会員、もしくは、購読会員になることができる。

附則

この規則は2020年4月1日から施行する。

2008年11月13日改正

2012年5月10日改正

2016年4月14日改正

2017年7月13日改正

2018年6月18日改正

2019年12月12日改正